

火災から身を守るために～火災が発生する状況を作らない！～

火災から命を守るためには、住宅用火災警報器などの火災発生後の備えも必要ですが、一番は火災を発生させないことが重要です。火災を防ぐためのポイントを確認し、日頃から周りの人と注意し合うようにしましょう。

〇火災を防ぐ7つのポイント

①暖房器具のまわりを整理

- ・衣類や毛布などの燃えやすいものはストーブの周りに置かない。
- ・家具の近くにストーブは置かない。
- ・ストーブの近くで洗濯物を乾かすのは危険であるため絶対にしない。



②コンロから離れない

- ・火が付いているコンロから離れるときは必ず火を消す。
- ・コンロの回りには燃えやすいものを置かない。

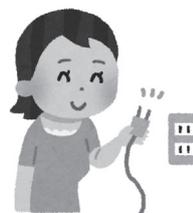


③寝たばこ、ポイ捨ての禁止

- ・火の付いたたばこは放置しない。
- ・喫煙し終わった後は必ず火を消したことを確認する。
- ・捨てるときは必ず水につける。

④配線周りはすっきりきれいに

- ・たくさんのコードをまとめたり、たこ足配線をしたりしない。
- ・コンセントやコードの上に物を乗せない。
- ・コンセント周りは定期的に清掃する。

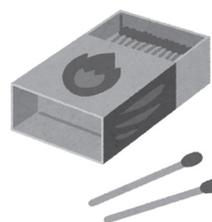


⑤放火されないように

- ・ゴミは指定された日の朝に出す。
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ・車庫や物置などの戸締りを忘れずにする。

⑥子どもの火遊びに注意

- ・火の安全な扱い方や恐さを教える。
- ・子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない。



⑦風の強い日や空気が乾燥しているときはたき火をしない

- ※たき火をするときは消防署への事前連絡が必要です。
- ・必ず水を用意して、たき火の後は完全に消火したことを確認する。
- ・家庭ごみはもちろん、落ち葉や枯れ木なども指定のごみ袋に入れてごみ収集所に出しましょう。

問 防災対策課 消防防災係 ☎24-5365
安達地方広域行政組合南消防署 ☎33-2875

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

地元で安心	本宮地区石工組合	加盟店
(株)竹や石材店	本宮市高木字大岩 28-26	☎33-3034
(有)百目木石材	大玉村玉井山口瀬戸 12-3	☎48-4205
國分石材店	本宮市岩根字下原田 14-1	☎39-2305
渡邊石材店	本宮市白岩字関根 166-3	☎44-4148
国分石材	本宮市糠沢字愛宕 217	☎44-3688



真心・親切、お客様の足となり日々安全運転！
一般貸切旅客自動車運送業
小型バスから大型バスまで

観光・研修会・冠婚葬祭等バスのご用命は

協和交通株式会社

TEL 0243-34-4450 FAX 0243-34-4481
〒969-1101 福島県本宮市高木字猫田53-1

自動車・軽自動車の登録（移転・変更・抹消） お済みですか？

自動車税は毎年4月1日午前0時現在で、軽自動車税は毎年4月1日現在で、車検証に記載されている「所有者」または「使用者」に課税されます。

「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「納税通知書が届かない」などのトラブルを避けるため、軽自動車・自動車を譲渡、廃車等をしたとき、または転居したときは、自動車は3月31日までに、軽自動車は4月1日までに手続きを済ませましょう。

問い合わせ先

○登録手続きに関すること

車両区分	問合せ先	住所	電話番号
軽自動車 (四輪)	軽自動車検査協会 福島事務所	福島市吉倉字 谷池 18-1	050-3816 -1837
普通自動車小 型二輪 (251cc～)	東北運輸局 福島運輸支局	福島市吉倉字 吉田 54	050-5540 -2015
軽二輪 (126～ 250cc)	福島県軽自動車 協会	福島市吉倉字 谷池 16-7	024-546 -2577
原動機付自転 車各種小型特 殊自動車	本宮市役所 税務課市民税係	本宮市本宮字 万世 212	24-5345
	白沢総合支所 地域振興課税務係	本宮市白岩字 堤崎 494-22	44-2113

○税金に関すること

車両区分	問合せ先	住所	電話番号
自動車税	福島県東北地方振 興局県税部 課税第2課 自動車 税チーム	福島市中町 1-19 中町ビ ル 6階	024-523 -0051
軽自動車税	本宮市役所 税務課市民税係	本宮市本宮字 万世 212	24-5345
	白沢総合支所 地域振興課税務係	本宮市白岩字 堤崎 494-22	44-2113



郵便局からのお知らせ

現在白沢郵便局で行っている白沢地区の郵便物やゆうパックの配達・集荷などについて、3月22日（火）から本宮郵便局で行うこととなります。なお、白沢郵便局の窓口事務（郵便・ゆうちょ・かんぽ）とATMのお取り扱いは従来と変わらずご利用いただけます。

犬に関する届出のお知らせ

生後3カ月以上の犬を飼ったときは、犬の登録が義務付けられていますので、登録をされていない方は、必ず登録をしてください。

また、犬が死亡したとき、犬がいなくなったとき、犬の所在地が変わったときや飼い主が変わったときも届出が必要です。

問

届出の種類	提出書類	金額
犬を飼ったとき	犬の登録申請書	3,000円
犬が転入したとき	犬の登録事項 変更届出書	(鑑札有) 無料
		(鑑札無) 3,000円
犬が市内転居したとき		無 料
飼主を変更したとき		無 料
犬が死亡したとき	犬の死亡届出書 (電話連絡可)	無 料

☎ 44・2114

白沢総合支所 市民福祉課

☎ 24・5362

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

ありがとう
心静かに手を合わす。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん大山斎場



豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

杜の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほうりん斎場ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960